

平成19年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉町福祉園）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立大泉町福祉園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 武蔵野会

(2) 所在地

東京都八王子市台町二丁目7番22号

(3) 代表者

理事長 青木 昌子

3 指定の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成19年4月26日	第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間の検討）
6月27日	第二回練馬区議会定例会 （練馬区立知的障害者援護施設条例改正案議決）
8月1日	募集要項配布開始
8月22日	応募説明会（参加団体数5）
9月10日～14日	応募書類受付（応募団体数2）
10月12日	第2回指定管理者選定委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
10月12日	経営診断委託

10月22日	第3回指定管理者選定委員会（施設実地調査）
10月31日	第4回指定管理者選定委員会（評価・採点、審査）
11月19日	指定管理者候補決定

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立大泉町福祉園を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した（審査結果は、別表のとおり）。

なお、指定管理者選定委員会では、第2回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

補助金への依存度が低く、自主運営による事業収入が収入全体の約8割を占めていること。

また、資金面、収益面、財務面とも優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、役員の構成が適正であること。役員会が定期的開催されていること。

(4) 運営実績

知的障害者施設（入所および通所）の運営実績が十分あること。

(5) 効率的運営・効率化への取り組み

法人として経営コンサルティング事業者の協力を得て、経営改革推進に取り組んでおり、本福祉園についても効率的運営に取り組む意欲があること。

また、法人区内事業所と食材・物品等の一括購入を進めるほか、栄養指導等のノウハウを共有することで、サービスの充実を図る計画があること。

(6) 受託への熱意・意欲

施設設置目的とプレゼンテーションの企画内容に整合性があり、具体的で独創的な事業展開の内容を提示しており、受託への熱意、意欲が強く認められること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人リスクマネジメント委員会および各事業所リスクマネジメント委員会を設置し、支援上の細かな問題も含めた対応システムを構築していること。

(8) 施設管理運営体制

運営している施設において、第三者評価を進んで受審し、その評価結果が良好であること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

苦情解決に関して、運営施設内に利用者、家族向けの掲示があり、苦情対応の仕組みが構築されていること。

また、職員倫理綱領や行動規範が整備されており、利用者への公平公正な対応を遵守していること。

さらに、法人内に支援向上委員会を設置し、接遇マナー向上に関するチェックリストを作成するなど、利用者に対する接遇マナー点検に日常的に取り組んでいること。

(10) 職員の育成

法人の全職員を対象に施設内研修を充実させるとともに、外部研修への参加を促進し、能力向上に努めていること。

また、自閉症やてんかんなどの障害についての専門研修に積極的に参加し、職員の専門性の向上を図っていること。

(11) 団体の理念・姿勢

「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」という理念の下に、利用者本位の福祉の実現に取り組んでいること。

また、法人の理念を実践に生かすため、職員倫理綱領や行動規範を定め、職員に対して周知、徹底させていること。

(12) 区内事業者・区民雇用の促進

法人本部は区外にあるが、練馬地区を準本拠地として重点化すると位置づけ、法人区内事業所ネットワークの活用を図る体制があること。

また、給食や定期清掃等についてはできるだけ区内業者を選定するとともに、区内、近隣からの物品調達をすすめる考え方があること。

(13) 事業等の提案

法人は現在、区内で障害者入所施設、短期入所事業、福祉有償運送、福祉作業所等を運営しているとともに、グループホームの開設を計画している。これらの活用により、利用者の24時間の生活を見据えた支援や、家庭の介護力が低下し

た後で、区内での安定した生活を目指す提案があること。

また、法人区内事業所のバックアップ体制を生かし、利用者の緊急対応を図ることができるほか、福祉園通所時間外や休業日における利用者家族からの相談受付実施等の提案があること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課事業計画主査

電話 03(3993)1111 内線7366

FAX 03(5984)1214

指定管理者選定（社会福祉法人武蔵野会）の評価結果
（練馬区立大泉町福祉園）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 障害者自立支援法等の各種事業のサービス展開の有無 (5) 地域に開かれた運営の有無 (6) 団体の本部または団体が運営する施設による、大泉町福祉園の運営および支援に関するバックアップ体制	10点	8点
合計	100点	80点